

# 令和8年度山形県外国人介護人材支援センター事業基本仕様書

## 1 目的

介護人材不足が深刻化し、外国人介護人材に対するニーズが高まる中、県内で働く外国人介護職員及び介護事業所をサポートする「山形県外国人介護人材支援センター」を設置・運営し、専用相談窓口の設置、アウトリーチ型の巡回相談、外国人介護職員向け介護福祉士対策講座の実施、介護事業所間の情報交換会の開催等を総合的に実施することにより、外国人介護人材の受入れの促進、定着を図る。

## 2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

## 3 委託業務の概要

### (1) 専用相談窓口の設置・運営

- ① 介護現場の実情や雇用管理等に知見を有する者を1名以上配置し、外国人介護職員からの業務や生活に関する相談や、介護事業所からの外国人介護職員の受入れに関する相談に対応する。必要に応じて通訳を依頼するなど相談者に配慮した対応をとること。
- ② 相談方法は対面、電話、電子メール、FAX、LINE、Facebookに対応すること。
- ③ 相談内容等により、他の専門の相談窓口と連携し、相談に応じるものとする。
- ④ 対面及び電話による相談日は週3日以上、相談時間は午前9時から午後5時まで対応し、電子メール、FAX、LINE、Facebookによる相談は毎日24時間受け付けること。

### (2) 巡回相談の実施

- ① 外国人介護人材を雇用する介護事業所を訪問し、事業者においては受入に関する課題や好事例の収集、外国人介護職員に対しては仕事や生活について困っていること等の聞き取りを行い、関係機関と連携し、問題解決のための支援を行う。  
訪問回数は年間延べ60事業所程度（2事業所／日×3日×10月）程度とする。
- ② 優れた取組を行っている事例については、取組事業所の協力を得て、センターから取組内容の周知や県内事業者による施設見学の仲介を行うなど、横展開を図ること。

### (3) 外国人介護職員向け介護福祉士試験対策講座の実施

外国人介護職員に対し、介護福祉士養成機関等と連携し、国家資格である介護福祉士試験合格につながる介護の専門的技術や介護分野の専門的な日本語の研修等を行う。

#### ① 対象者及び参加人数

県内の介護事業所で働き、介護福祉士の資格取得を目指す外国人介護職員 30名程度  
なお、令和8年度において受験資格を満たさないものであっても、可能な限り受講可能な配慮をすること。

#### ② 講師

介護の専門的知識・技術については介護に関する専門的知識を有する者、必要に応じて、日本語教育に関する専門的知識を有する者の協力を得ること。

#### ③ 実施方法

オンライン形式により実施し、後日参加者による動画視聴が可能な状態とすること。

#### ④ 講座時間及び回数

1回1時間以上の講座とし、令和8年5月から令和9年1月までの間で全18回以上実施すること。なお、模擬試験等を実施する場合は、回数に含めて差し支えないものとする。

## ⑤ 講座内容

介護福祉士試験合格につながる介護の専門的知識・技術、介護分野の専門的な日本語の研修及び介護福祉士実務者研修のフォローアップ

## ⑥ 教材

講師と協議の上、決めるものとし、必要に応じて厚生労働省補助事業により作成された介護分野で働く外国人の方のための学習用コンテンツ・テキスト（※）や市販又は養成機関で使用している介護福祉士に関する教材のほか、独自に作成した教材を活用して実施すること

※厚生労働省補助事業により作成された学習用コンテンツ・テキスト

- ・「にほんごをまなぼう」日本語自律学習支援ツール（WEB コンテンツ）
- ・介護の特定技能評価試験学習用テキスト
- ・外国人のための介護福祉専門用語集
- ・外国人のための介護福祉士国家試験一問一答
- ・「介護の日本語」テキスト

## （4）介護事業所間の情報交換会の開催

巡回相談等で収集した好事例やノウハウ、多くの事業所で共通する課題への対応策等の横展開を図るとともに、事業者や担当職員が持つ悩みや課題、不安等を共有し、事業所間が相互に相談できる関係構築等に資する情報交換会を開催すること。

- ① 開催方法及び回数 オンラインにより、6回程度
- ② 参加人数（想定） 延べ60人程度（10事業所×6回）
- ③ その他 担当者が参加しやすいよう工夫を行うこと。

## （5）実態調査

- ① 県内の介護事業所及び介護事業所で働く外国人を対象に実態調査を行い、取りまとめた結果を県高齢者支援課介護人材育成担当に提出するものとする。
- ② 外国人介護職員本人への調査票は「やさしい日本語」を使い、必要に応じて5か国語程度の翻訳に対応すること。
- ③ 調査の時期、項目等は、県と協議のうえ決定すること。

## （6）その他

- ① 毎月の業務実績（相談件数、相談内容等）について、翌月10日までに県高齢者支援課介護人材育成担当まで提出するものとする。
- ② 外国人介護職員への支援に係る県内外の優良事例を収集し紹介を行う等、優良事例を介護事業所へ周知し、労働環境向上の意識醸成を図ること。

## 4 関係機関等との連携

事業の運営にあたっては、山形労働局、市町村等の相談体制を持つ関係機関等との連携に努めること。

## 5 広報・周知活動

山形県外国人介護人材支援センターの所在地、電話番号、事業内容等を広く介護職員に知らせるため、広報紙の活用、チラシを作成し、積極的な広報活動を行うこと。

## **6 窓口相談で使用する場所の確保及び設置場所**

窓口相談で使用する場所については、受託者が確保し、山形県内に設置するものとする。

## **7 留意事項**

- (1) 受託者は、個人情報取扱事務に従事している者に対し、当該個人情報の安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。当該職員が退職後にあっても同様とする。
- (2) 受託者は、業務従事者の雇用にあたっては、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守すること。